

高知市土地保全条例新旧対照表

旧	新
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、安全で良好な地域環境を確保することが、市民の生命、身体及び財産を保護するために欠くことのできない条件であることにかんがみ、土地の形状の変更について必要な事項を定め、適正な土地利用を図り、もつて市民の福祉に寄与することを目的とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(工事計画の変更命令)</p> <p>第8条 市長は、第4条第1項又は第5条の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る工事の計画が前条の基準に適合しないものであるときは、当該届出をした造成主に対し、当該工事の計画の変更その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第14条 第9条第1項及び第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、安全で良好な地域環境を確保することが、市民の生命、身体及び財産を保護するために欠くことのできない条件であることに鑑み、土地の形状の変更について必要な事項を定め、適正な土地利用を図り、もつて市民の福祉に寄与することを目的とする。</p> <p>(工事の期間)</p> <p>第6条の2 工事(規則で定める大規模な造成行為に関するものを除く。)は、その着手の日から5年を経過する日までに完了しなければならない。ただし、非常災害その他市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。</p> <p>(工事計画の変更命令)</p> <p>第8条 市長は、第4条第1項又は第5条の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る工事の計画が第6条の2又は前条の規定に適合しないものであるときは、当該届出をした造成主に対し、当該工事の計画の変更その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第14条 第9条第1項及び第2項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>